

人事院公示第13号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和58年人事院公示第4号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和4年3月31日

人事院総裁 川本裕子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一・二 (略)	一・二 (略)
三 人事院規則16—3（災害を受けた職員の福祉事業）に規定する次に掲げる事項	三 人事院規則16—3（災害を受けた職員の福祉事業）に規定する次に掲げる事項
(1)～(6の2) (略)	(1)～(6の2) (略)
(7) 第15条第1項第1号の規定に基づき、人事院が定めることとされている <u>職業訓練及び公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校に準ずる施設における教育等</u> について定めると。	(7) 第15条第1項第1号の規定に基づき、人事院が定めることとされている <u>職業訓練</u> について定めること。
(8)～(12) (略)	(8)～(12) (略)
四 (略)	四 (略)

3・4 (略)

3・4 (略)

2 この決定による改正は、令和4年4月1日から効力を発生する。